

県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（祖母、父、母及び子3名）が、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成23年6月から再度県外に避難したことについて、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を踏まえてその合理性を認め、平成25年12月分までの避難費用（共益費）、生活費増加費用（光熱費等）、避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5人及び同X6（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目

（1）平成23年分

生活費増加費用及び移動費用

（平成23年3月11日から同年12月末日まで）

（2）平成24年以降分

ア 避難費用（共益費）

（平成24年1月1日から平成25年12月末日まで）

イ 避難費用（一時立入費用）

（平成24年1月1日から平成25年7月末日まで）

ウ 生活費増加費用（光熱費等）

（平成24年1月1日から平成25年12月末日まで）

エ 避難雑費

（平成24年1月1日から平成25年12月末日まで）

（3）本件和解仲介に関する弁護士費用

以上

2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金3,301,603円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

生活費増加費用及び移動費用 1,320,000円

(2) 平成24年以降分

ア 避難費用(共益費) 72,000円

イ 避難費用(一時立入費用) 319,200円

ウ 生活費増加費用(光熱費等) 54,240円

エ 避難雑費 1,440,000円

(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用 96,163円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく生活費増加費用及び移動費用として、金300,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年11月4日

(仲介委員 大西 英敏)